議案第6号

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例及び杉並区公益財団法人に 対する助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例及び杉並区公益財団法人に 対する助成に関する条例の一部を改正する条例

第1条 公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例(平成14年杉並区条例 第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (8) 一般財団法人杉並区交流協会
- 第2条 杉並区公益財団法人に対する助成に関する条例(平成2年杉並区条例第2 号)の一部を次のように改正する。

題名中「公益財団法人」を「一般財団法人」に改める。

第1条中「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年 法律第49号)第2条第2号に規定する公益財団法人」を「一般財団法人」に改 める。

第2条に次の1号を加える。

(3) 一般財団法人杉並区交流協会

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

一般財団法人杉並区交流協会を職員を派遣することができる団体とする等の必要がある。

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例及び杉並区公益財団法人に 対する助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正(公益的法人等への杉)	並区職員の派遣	に関する条例	」の一部改正)
新条例	IE	条	例
(職員の派遣)	(職員の派遣	·)	
第2条 任命権者は、次に掲げる団体と	第2条 任命	権者は、次に	:掲げる団体と
の間の取決めに基づき、当該団体の業	の間の取決	めに基づき、	当該団体の業
務にその役職員として専ら従事させる	務にその役	職員として専	ら従事させる
ため、職員(次項に定める職員を除	ため、職員	員(次項に定	める職員を除
く。)を派遣することができる。	く。)を派	遣することが	できる。
(1)~(7) 略	$(1) \sim (7)$	略	
(8) 一般財団法人杉並区交流協会			
2及び3 略	2及び3 略		
2及び3 略	2及び3 略		
2及び3 略 第2条による改正(杉並区公益財団法人	I		の一部改正)
	I		の一部改正) 例
第2条による改正(杉並区公益財団法人新条例	 に対する助成に 	<u>に関する条例の</u> 条	例
第2条による改正(杉並区公益財団法人 新 条 例 杉並区 <u>一般財団法人</u> に対する助成	 に対する助成に 旧 杉並区	ご関する条例の条金公益財団法人	
第2条による改正(杉並区公益財団法人 新 条 例 杉並区 <u>一般財団法人</u> に対する助成 に関する条例	に対する助成に 旧 杉並区 に関す	<u>に関する条例の</u> 条	例
第2条による改正(杉並区公益財団法人 新 条 例 杉並区 <u>一般財団法人</u> に対する助成 に関する条例 (目的)	 に対する助成に 旧 	二関する条例の条<u>公益財団法人</u>る条例	例 に対する助成
第2条による改正(杉並区公益財団法人 新 条 例 杉並区 <u>一般財団法人</u> に対する助成 に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、杉並区(以下	に対する助成に 旧 杉並区 に関す (目的) 第1条 この	二関する条例の条公益財団法人の条例は、表	例 に対する助成 が並区(以下
第2条による改正(杉並区公益財団法人 新 条 例 杉並区 <u>一般財団法人</u> に対する助成 に関する条例 (目的)	に対する助成に 旧 杉並区 に関す (目的) 第1条 この 「区」とい	二関する条例の条公益財団法人の条例は、をう。)が、公	例 に対する助成 ジ並 区 (以下 :益社団法人及
第2条による改正(杉並区公益財団法人 新 条 例 杉並区 <u>一般財団法人</u> に対する助成 に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、杉並区(以下	に対する助成に 旧 杉並区 に関す (目的) 第1条 この 「区」とい び公益財団	 二関する条例の条 公益財団法人の条例は、を う。)が、空 法人の認定等 	例 に対する助成 が並区(以下 :益社団法人及 に関する法律
第2条による改正(杉並区公益財団法人 新 条 例 杉並区 <u>一般財団法人</u> に対する助成 に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、杉並区(以下	 に対する助成に 旧 杉並区 に関す (目的) 第1条 この 「区」とい び公益財団 で成18	 二関する条例の条 金益財団法人る条例は、を う。)が、定等 年法律第49 	例 に対する助成 ジ並 区 (以下 :益社団法人及

費の助成を行うことにより、法人の運

費の助成を行うことにより、法人の運

(法人)

- 第2条 区が助成を行う法人は、次のと おりとする。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 一般財団法人杉並区交流協会

営の安定に資することを目的とする。 営の安定に資することを目的とする。 (法人)

- 第2条 区が助成を行う法人は、次のと おりとする。
 - (1)及び(2) 略